

高松商工会議所「パンフレットラック広告サービス」実施要領

(趣 旨)

第1条 この実施要領は、高松商工会議所（以下「当所」という。）が高松商工会議所会館内の1階正面玄関横のギャラリースペース並びに1階事務局内壁面部にて提供する「パンフレットラック広告サービス」について必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 当所のパンフレットラックに設置する広告（以下「広告」という。）は、社会的に信用度の高い情報で、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つものでなければならない。

(広告サービス利用者)

第3条 広告サービス利用者（以下、「利用者」という。）は、当所の会員事業所並びに公的団体とそれに準ずるものと当所が認めた者（以下、「公的団体」という。）に限る。ただし、会員事業所にあつては、会費の滞納がある場合は、利用を認めない。

(規制業種及び規制事業者)

第4条 次の各号に該当する業種及び規制事業者の広告は設置しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」並びにこれらに類似する業種や事業者
- (2) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）に抵触する事業者や法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (3) 上記の規制対象以外で、社会問題となっている業種や事業者
- (4) 消費者金融取引や商品先物取引またはこれらに類するもの
- (5) 債権取立て、示談引受けなどを謳ったもの
- (6) たばこに係るもの
- (7) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く。）
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) その他、適当でないと当所が判断するもの

(設置基準)

第5条 広告は、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (4) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (5) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くおそれがあるもの
- (6) 虚偽の内容を表示するもの
- (7) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (8) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (9) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (10) 社会問題等に関するもの
- (11) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 責任の所在が明確でないもの
- (14) 広告の内容が明確でないもの
- (15) 利用者以外の企業広告ならびに利用者以外の事業者名、利用者以外の事業者の商品やサービス名が掲載されているもの
- (16) 当初の業務と競合、あるいは当所の円滑な運営業務に支障をきたすもの
- (17) その他、掲載する広告として適当でないと当所が判断するもの

(利用者の責務)

第6条 利用者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情又は被害の申立て若しくは損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

(広告の規格)

第7条 規格は次のとおりとする。

サイズ	最大A4サイズ（横 210×縦 297mm） ただし、A4サイズを超えるものは、折る等の処置により、 A4サイズ以下の大きさとして納品できるものに関しては、 利用を妨げない。
-----	--

素材	紙類
形態	パンフレット、リーフレット、チラシ類

(広告の設置)

第8条 広告を設置する場所は当所が指定するパンフレットラックの「PR」の専用枠とし、設置場所は当所が定める。

- 2 会員事業所については、利用期間が重複する広告を最大2枠まで利用できる。公的団体については、広告の内容等を勘案し、最大利用数を当所が指定する。
- 3 利用期間中の広告の補充は利用者が行うものとする。
- 4 利用期間終了後に残った広告は直ちに当所が処分する。ただし、利用期間終了までの当所の営業時間（平日の8:30～17:15）内に利用者が自ら回収することができるものとする。
- 5 広告の利用期間中であっても、広告に記載された有効期限等の期日を超過した等により広告の目的が失効されていることが自明である場合においては、利用期間内であっても当所が広告を撤去する場合がある。

(サービス利用期間)

第9条 利用期間は、土日祝日を含む4週間で1ヵ月の単位とする。

- 2 毎月の利用開始日および終了日は利用者からの利用申込に基づき、当所が定め、利用者に通知する。
- 3 1回の利用申込みで、原則として最長6ヵ月（24週間）の連続利用を限度とする。
- 4 前項に定める連続利用期間終了後も引き続き利用する場合は、あらためて利用申込書を提出するものとする。

(サービス利用料)

第10条 1階正面玄関横のギャラリースペースについては原則有料とし、サービス利用料は次のとおりとする。

	金額（税抜）
一枠	5,000円／月 ただし、当所会報誌の折込チラシを利用し、そのチラシと同じ広告を設置する場合、あるいは当所の後援等の承諾を受けた事業に関するチラシを設置する場合は3,000円／月（税抜）。

- 2 当所は、別に認める場合に、前項の利用料を免除することができる。
- 3 1階事務局内壁面部については無料とする。

(サービス利用希望者の募集)

第 11 条 サービス利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）の募集は、当所ホームページ等で公募するものとする。

2 当所は申し込みを先着順で受け付け、専用枠が埋まり次第、募集を中止する。

(サービス利用の申し込み)

第 12 条 利用希望者は、所定の様式に、設置しようとする広告の見本を添えて電子申請システムより申し込むものとする。

2 広告は、利用希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(サービス利用の決定)

第 13 条 当所は、第 3 条・第 4 条の規定に基づき、サービス利用の可否を決定する。

2 当所は、サービス利用の可否を決定したときは、その結果並びに広告内容及び条件等について利用希望者に、通知する。

3 サービス利用が不可となった場合、当所は利用希望者へ理由説明は行わないものとする。

(利用料の払い込み)

第 14 条 利用料は、当所が別途定める方法で期日までに、利用期間分の全額を払い込むものとする。

(広告の変更)

第 15 条 当所は、広告の内容が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要項等に抵触していると判断したときは、利用者に対して広告の内容等の変更を求めることができ、利用者はこの指示に従わなければならない。

2 広告の内容等の変更は、利用者の負担で行うものとする。

(サービス利用の取消し)

第 16 条 当所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者への催告その他何らかの手段を要することなく、広告の利用を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに書類の提出がないとき

(2) 指定する期日までにサービス利用料の納付がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を利用者が行わないとき

(4) 利用者に当所の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき

(5) 利用者に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき

(6) 利用者の倒産等により広告を掲載する必要がなくなったとき

(サービス利用の取り下げ)

第 17 条 利用者は自己の都合により、広告の利用を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の利用を取り下げるときは、利用者は当所所定の書類等により当所に申し出なければならない。

(サービス利用料の返金)

第 18 条 当所は、いかなる理由であれ、利用者から受領した利用料の返金を行わないものとする。ただし、当所が別に認めた場合にはこの限りではない。

(利用者の責務)

第 19 条 利用者は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 利用者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、当所に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、利用者の責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第 20 条 サービス利用によって当所の体面を傷つけた場合、当所は利用者に損害賠償を請求することができる。

(その他)

第 21 条 本要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要領は、令和 7 年 6 月 8 日から施行する。